



JASDAQ

平成 24 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー マ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 白 石 幸 栄
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 6 3 8)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 松 橋 英 一
電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

「単元未満株式の買増制度」のご案内について

当社は、平成24年5月21日開催の取締役会において、定款の一部変更（「単元未満株式の買増制度」導入）の議案を、平成24年6月28日開催予定の第18期定時株主総会に付議することを決議しましたので、その詳細内容について、下記のとおりお知らせします。

なお、定款の一部変更については、本日開示の「定款の一部変更に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 単元株式数の買増制度

(1) 買増制度導入の目的

当社は、本日開示の「単元株式数の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、平成19年11月27日に、全国証券取引所により公表された「売買単位の集約に向けた行動計画」の要請に従い、当社株式の単元株式数（売買単位）を10株から100株に変更することとしました。

それに伴い、単元株式数の変更を行った場合、1単元に満たない株式（単元未満株式）を所有されている株主の皆様への便宜をはかるため、当社株式の買増制度を導入するものです。

なお、単元株式数の変更および、単元未満株式の買増制度の実施については、平成24年6月28日開催予定の第18期定時株主総会に付議する「定款の一部変更」の可決を条件とするものとなります。

(2) 買増制度の内容

1単元（100株）に満たない数の株式を所有されている場合、不足する数の株式を買い増しして1単元の株式とすることができる制度です。

例) 現在所有の当社株式が 7株 の場合
買増制度により 93株 を買い増して
単元株式である 100株 とすることができます。

※ 従来より、お取り扱いしております単元未満株式の買取請求も引き続きご利用いただけます。

【当社株式に関するお手続きのお問合せ先】

株主名簿管理人

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-228-324（フリーダイヤル）

※ 証券会社の口座をご利用の株主様は、お取引の証券会社へお問合せください。

(3) 日程

平成24年8月1日（水）

以 上